

- ◆ 外国人労働者の雇用 ②
～ 在職中の留意点 ～



外国人労働者の雇用 ② ～ 在職中の留意点 ～

前号（Vol.83）では、外国籍の方を採用する際に留意すべき事項についてお知らせしました。今号では、在職中にご留意いただきたい事項についてお知らせします。

在 職 中

◆各人の在留期間（満了日）を管理する



< 在留期間とは >

在留期間とは、外国籍の方が日本に在留することのできる期間のことで、『在留カード』に記載されています。

外国籍の方は在留期間（満了日）を超えて日本に在留し続けることはできません。（在留期間更新の許可申請中の場合等を除く。）

< 在留期間を超えて在留したいときは >

在留期間の満了日後も日本に在留しようとする場合は、満了日までに在留期間の更新申請を行い更新許可を受けなければなりません。

在留期間更新の申請手続きは、地方出入国在留管理局等において、在留期間の満了する概ね3ヵ月前から受け付けています。

お問合せ先：外国人在留総合インフォメーションセンター TEL 0570-013904

◆在留期間更新申請の結果を確認する

< 更新が許可されたとき >

更新が許可されたときは、新しい『在留カード』が交付されますので、ご本人に提示してもらい、最新の在留資格や在留期間等をご確認ください。

< 更新が許可されなかったとき >

更新が許可されなかったときは、在留期間の満了後にその方を就労させることはできません。

< 更新申請の結果が出る前に在留期間が満了してしまうとき >

在留期間の満了日までに更新申請をした場合で、その申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、その在留期間の満了後も、「処分がされる時」又は「従前の在留期間の満了日から2ヵ月を経過する日」のいずれか早いときまで、引き続き従前の在留資格に応じて就労させることができます。

* 在留期間の満了日を過ぎた方を雇用していると…

在留期間の満了日を過ぎた方を雇用している使用者は、不法就労助長罪（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科）に問われます。

★留学生等の労働時間数に注意！

前号でご説明したとおり、日本国内での就労が認められていない在留資格（「留学」や「家族滞在」等）の方であっても、資格外活動許可を受けた場合は1週28時間（「留学」の場合、教育機関の長期休業期間中は1日8時間。以下同じ。）まで就労することができます。

▼週28時間以内で雇用していれば問題なし？

外国人労働者が複数のアルバイトを掛け持ちしている場合は、各勤務先の労働時間の合計が1週28時間以内でなければならないことにご留意ください。

▼制限時間を超えて働いた場合はどうなる？

制限時間を超えて働いた外国人労働者は強制退去や刑事罰の対象となり、その方を雇用していた事業主は不法就労助長罪に問われます。

▼法に違反しないための対応策は？

留学生等、資格外活動許可を受けている方を雇用している場合は、掛け持ちで就労していないかを確認し、労働時間の合計が制限時間を超えないよう調整することが必要です。

＜具体的対応策(例)＞

- ・制限時間を超えて働いた場合の法的リスクをご本人に説明し注意喚起する
- ・アルバイトであっても、就業規則等により兼業を許可制にする
- ・兼業先と相談し労働時間数を調整する 等



～ 外国人労働者雇用時のチェックポイント ～

- 就労可能な在留資格ですか？
- 資格外活動許可を受けていますか？（就労不可の在留資格の場合）
- 在留期間（満了日）を過ぎていませんか？
- 貴社での仕事内容が、ご本人の在留資格に認められた活動の範囲内ですか？
- 兼業先を含めた労働時間の合計が制限範囲内ですか？（資格外活動許可により就労させる場合）

【ワンストップ型相談センター】

外国籍の方が日本で生活するために必要な入国管理手続き、生活に関する相談及び情報提供を行うワンストップ型の相談センターが設置されています。

外国人総合相談支援センター TEL 03-3202-5535

* あおぞらスタッフだよ！ *

11月は七五三のお参りの季節ですね♪

七五三と言えば千歳飴。江戸時代に広まったと言われています。

千歳飴を作る際に長く引っ張って伸ばすことから、

「長生きしてほしい」という意味が込められているそうです。（諸説あり）

